

令和8年度  
高浜市会計年度任用職員募集要項  
【採用区分：非常勤養護教諭】

《受付期間》 令和8年2月16日（月）～令和8年2月24日（火）

1 採用予定人員及び職務内容

採用予定人員	職務内容
3名	（1）修学旅行やみどりの学校などの宿泊行事（代休日を含む）等、養護教諭が不在となる期間、保健室を通常のように運営する。児童生徒の応急手当をするとともに、重篤な事案が発生した場合には専門的な知識や技能を生かして対応する。 （2）定期健康診断の補助など、円滑な保健室業務のためのサポートをする。

2 応募資格

年齢	資格・免許等
年齢は問いません	養護教諭の免許状を有する者で、学校教育に積極的に取り組むことができる者

※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人（以下はその内容）は受験できません。

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 高浜市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

※以下は保育士・教諭職の方のみ

- エ 令和8年12月25日までに施行予定のこども性暴力防止法第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当していない人、また、申込時にこども性暴力防止法第2上第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であっても、県条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がない（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しない）人

3 任用条件

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 契約の更新 再度の任用は勤務成績等により判断します。 更新上限回数 有（更新回数の上限 4回）
勤務地	高浜市内小中学校
勤務時間	原則、1日につき4～6時間。1年間の勤務時間は1校80時間以内。
報酬・手当	報酬 1時間あたり2,860円 手当 通勤距離に応じて通勤費相当額 (条例改正等により給与、手当の内容が変更になる場合があります)
休日・休暇	原則として、土曜日、日曜日、国民の休日、長期休業中（夏休み等）、年末年始（12月29日～1月3日）なお、勤務日数によって有給休暇、特別休暇が取得できます。

社会保険・雇用保険	加入条件に満たないため、加入の必要はありません。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度が適用されます。

#### 4 選考方法と申込

選考につきましては、書類または面接選考を行います。

申込につきましては、下記の連絡先へお問合せください。選考に必要な書類等を配布させていただきます。

##### 《連絡先》

高浜市役所学校経営グループ 担当 石川  
TEL 0566-95-9571 内線645